

役員及び評議員報酬等規程

(目 的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 我孫子バプテスト福祉会（以下「法人」という）の役員及び評議員の報酬に関する事項を定める。

(定 義)

第2条 この規定における役員とは、法人の理事及び監事をいう。また報酬とは、役員及び評議員として職務執行の対価として法人が支給するものをいう。

(支給額)

第3条 支給額は、1回 5,000円とする。

(改 正)

第4条 この規定の改正については、理事会の議決を要し、その後評議員会の決議を要する。

附 則

この規定は、2017年6月17日から施行する。